

令和 年 月 日

保護者 様

人吉市立中原小学校

校長 池田 雄一郎

## 出席停止について

お子様は、学校感染症と診断されましたので、学校保健安全法に基づき、出席停止を指示します。

※お願い ●医師の診断がありましたら、すぐに学校に連絡ください。

●今後、お子様を登校させられるときには、右の用紙（登校証明書）に医師の診察、証明が必要になります。

### 【参考】1 学校において特に予防すべき感染症の種類

第一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、ラッサ熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ
第二類	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三類	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の伝染病（感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎等）

### 2 主な学校感染症の出席停止期間の基準 ※基準が変更されました。

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	すべての発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	症状がとれて2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで

※その他の感染症は、担当医がこれらを基準にして診断します。

## 出席停止意見書

- 1 学年・組 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組
- 2 児童氏名 \_\_\_\_\_
- 3 病名 \_\_\_\_\_
- 4 期間 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から  
令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

## 登校証明書

学校長 様

上記の疾病は {  
・ 治癒しました  
・ 感染のおそれなくなりました

ので、登校にさしつかえないことを証明します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

担当医

\_\_\_\_\_